

写

監 第 3 3 号
令和6年12月19日

琴浦町長 福本 まり子 様
琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司 様
琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司

琴浦町監査委員 田中 肇

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（令和6年度上期分）を実施したので、同条第9項の規定により報告する。

1 監査の期間

令和6年11月18日（月）・20日（水）・28日（木）の3日間

2 監査の対象

(1) 対象部局

全部局

(2) 対象業務

令和6年度上期に執行された収入・支出事務、契約事務及び財産管理事務等

3 監査の実施方法

各部局から共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に関係書類の提出を求め、管理職及び関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど、適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 監査意見

(1) 滞納整理の取組みについて

令和6年9月末の未納金額等は1,149,802千円と昨年同時期より減っており、滞納整理事務は近年円滑に進められ減少傾向にある。一方で、少額債権や滞納者が不明等で一向に進まない滞納事案も散見される。

以前から滞納整理部会の開催による情報共有を行い、徴収事務能力の向上を提案してきているところであるが、今年度はまだ開催されていない状況があり、各債権間の連携やノウハウの共有が進んでいないことがうかがわれる。

今後、徴収実績のさらなる向上のためにも、管理マニュアルの読み込みとマニュアルに沿った事務を実施することにより、公平な町債権の徴収と徴収率の向上に繋がりたい。

(2) 各課発注の工事等に対する完成検査について

給食センターの床改修工事（契約額13,836,900円）は、指名競争入札等で行われ計画どおり完成しているが、完成検査にあたって、工事に対して専門知識のない教育総務課職員があたっている。

現在、総務課の中に施設管理室が置かれており、一定の知識を持った職員が配置されている。今後は、工事発注した担当課だけでは実際に予定どおり工事が行われているかの判断が難しいと考えるため、ある程度専門知識を持った職員を立ち合わせ、工事が適切に完了されているか判断するよう検討されたい。

(3) 河川管理について

河川管理にあたっては、国・県・町が規模に応じてそれぞれ管理している。

鳥取県では、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の予算を活用し、洪水による氾濫被害の防止・軽減のため、樹木伐採、河道掘削を重点的に実施中で「氾濫被害軽減のための河道掘削等」の重点的な取組が行われている。

しかし、町内の河川を見ると土砂や草木に覆われて流れが悪くなっている河川を見かける。大雨の際には川の流れが変わり、川土手を削り氾濫を起こす可能性も否定できない。現実には小規模な河川においても氾濫被害対策は必要と考える。

町担当の河川は当然のこととして、県管理の町内河川について再度点検し、危険と思われる個所については積極的に上部機関に働きかけられたい。